

4 逗子市立逗子中学校 いじめ防止基本方針

2025年4月1日改訂

I いじめに対する基本的な考え方

◆いじめの定義◆

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

本校では、いじめは関わったすべての生徒の人間形成に多大な影響を与え、時にはかけがえのない生徒の生命を奪うことがある深刻な問題であることを念頭に次のようにとらえている。

- いじめはどの学校、どのクラス、どの子どもにも起こり得ることであり、場所場面も学校内外を問わず様々であることを強く意識する。
- いじめは、心理的、身体的に苦痛を伴う攻撃を加えることである。この苦痛の程度は受けるものによって異なる。
- 加害者、被害者の関係だけでなく、観衆（はやし立てる、面白がって見る等）、傍観者（見て見ぬ振りをする等）もいじめに価する。
- インターネット上のいじめを防止するために授業や講演会等様々な場面を通じて情報モラル教育の充実を図る。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

◆いじめの問題克服に向けた基本的な考え方◆

- 早期に発見し、的確な指導を行う（早期発見・対処）
- 校内にいじめを許さない風土をつくる（防止・対処）
- 道徳的な規範意識、人権感覚を高める（防止・対処）
- 互いに助け合って学んでいく環境をつくる（防止・対処）
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
(地域や家庭との連携・関係機関との連携)

I. いじめの未然防止

- 「わかる授業」の充実を図りながら、生徒の学習意欲を高め、自己実現に向けた豊かな人間性の育成に努める。
- 生徒の個別のニーズに配慮したインクルーシブ教育・支援教育の充実を図る。
- 生徒同士の思いやりの心をはぐくむ道徳教育の実践と授業の充実を図る。
- 徹底した「褒める指導」「認める指導」を継続し、生徒の自己肯定感を高める。

○開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開やPTA活動等の充実を図る。

2. 早期発見と早期指導

生徒の出すサインを確実に受け止めるには、日ごろから教職員と生徒、生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることが肝要である。



- ・生活アンケートや日常的な見取りを丁寧に行い、生徒の状況を的確に把握する。
- ・保護者、地域からの情報提供が適切に受けられる良好な関係をつくる。
- ・生徒の話を傾聴し、いじめられている生徒の悩みを受け止め、支える。
- ・いじめた生徒に対しては、毅然とした態度でくりかえし指導する。
- ・担任が一人で抱え込まず速やかに、校長・教頭へ報告し、他の教職員等に協力を求める。
- ・生徒支援部、教育相談コーディネーター、生徒指導担当、スクールカウンセラー、心の教育相談員等、関係分掌・担当者を中心に、生徒支援委員会（いじめ防止等対策会議）等において、全教職員で情報共有・共通理解を図り、組織的に対応していく。

3. いじめへの対処

- 組織として迅速に対応し、事実の詳細を多方面から確認する。
 - 当該生徒を守るとともにその保護者への支援を行う。
 - 関係生徒及び保護者への対応、支援を行う。
 - 警察署及び専門機関等必要と考えられる外部機関との連携を行う
- 教員としての心構え

<教員としての言動と態度>

- ・教員自ら、自分の言動と態度についての自己評価に努める。
- ・校内研修会や生徒支援委員会・学年会議などの機会を通して、教員の言動と態度についての相互評価に努める。
- ・保護者や地域住民の意見や考えをとり入れ日々の指導等の改善・充実に努める。

<被害を受けた生徒に対して>

- ・自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- ・いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
- ・本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感（セルフエスティーム）をもたせる。

<加害生徒に対して>

- ・ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・ いじめられている生徒の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているのかということに気付かせる。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教員との信頼関係をつくる。
- ・ 当番活動や係活動など、具体的な場での良い行いを積極的に見付けてほめる。
- ・ 同様の行為が再度見られた場合には繰り返し指導をおこなう。

＜観衆、傍観者に対して＞

- ・ 見て見ないふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- ・ いじめを発見したら教員や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- ・ 友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- ・ 一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

4. いじめの解消

○いじめの行為が少なくとも3か月（目安）は行われていないこと。

（月1回行われる支援委員会で、経過報告を行う。）

○該当生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

○解消している場合でも再発する可能性が十分にあり得ることをふまえて、該当生徒及び関係生徒を注意深く観察する。

5. 家庭や地域、関係機関との連携

①家庭との連携

- ・ 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
- ・ 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- ・ 相談機関等について、積極的に保護者に情報提供を行う。
- ・ 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。
- ・ 日ごろから生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。

②地域との連携

- ・ 逗子中学校支援地域本部、地域教育協議会（学校評議員）、学校関係者評価委員等を中心に、早期の情報提供を受けられる地域との関係づくりを図る。
- ・ 民生委員、児童委員との連携を深め、地域との情報交換をおこなう。
- ・ 状況によっては、具体的な応援を求める。

③関係機関との連携

- ・ スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。

- ・サポートチーム等の積極的な運用を図り学校全体でいじめの早期対応に努める。

Ⅲ 実際にいじめが発覚した場合の具体的対応

1. 中心となる組織＝「緊急対策会議」

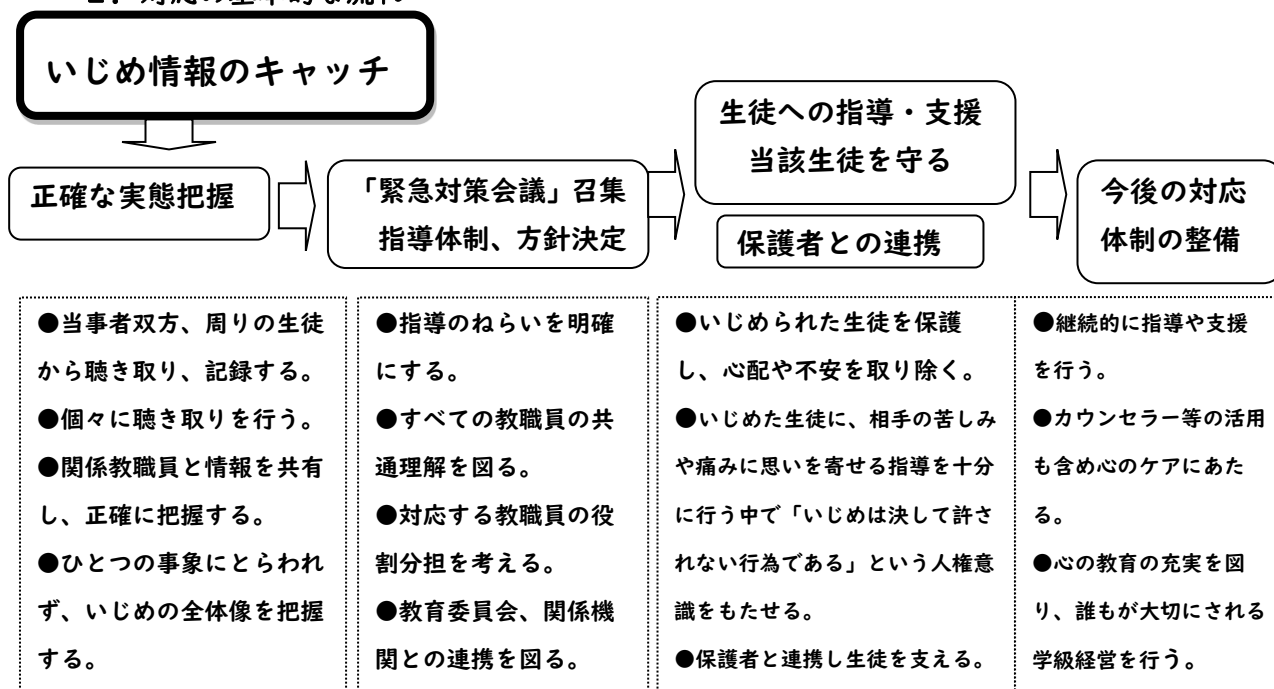
校内支援委員会を中心に生徒指導担当等の関係部署

構成メンバー（・管理職・教務主任・生徒指導担当・教育相談ＣＯ・関係学級担任

・関係学年代表・関係総括教諭・養護教諭・スクールカウンセラー）

※必要に応じて、ＰＴＡ役員、関係諸機関等も含む

2. 対応の基本的な流れ



いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、本校の「問題行動等発生時の対応・連携図」に従い、関係部署に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り抜く

○いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うこととする。

○状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく

情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

※ 生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意すること

IV 重大事態への対処

◆重大事態の定義◆

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

「相当の期間」とは

国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間 30 日を目安としている。

○重大事態かどうかの判断は、原則として学校が判断する。

○生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事案が発生したとものとして報告・調査等にあたる。

1) 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会及び警察などの関係機関に報告する。

2) 調査主体について

重大事態の調査主体は、発生の報告を受けた教育委員会が判断する。

○学校が主体となる場合

「いじめ防止基本方針」に基づき「緊急対策会議」を開き組織委員主体となり実施する。

○教育委員会が主体になる場合

学校主体では対処等に十分な結果を得られないと判断した場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には教育委員会が調査主体となる。

3) 調査結果の報告

調査結果は教育委員会へ報告をする。